介護保険法に基づくサービス提供の流れ

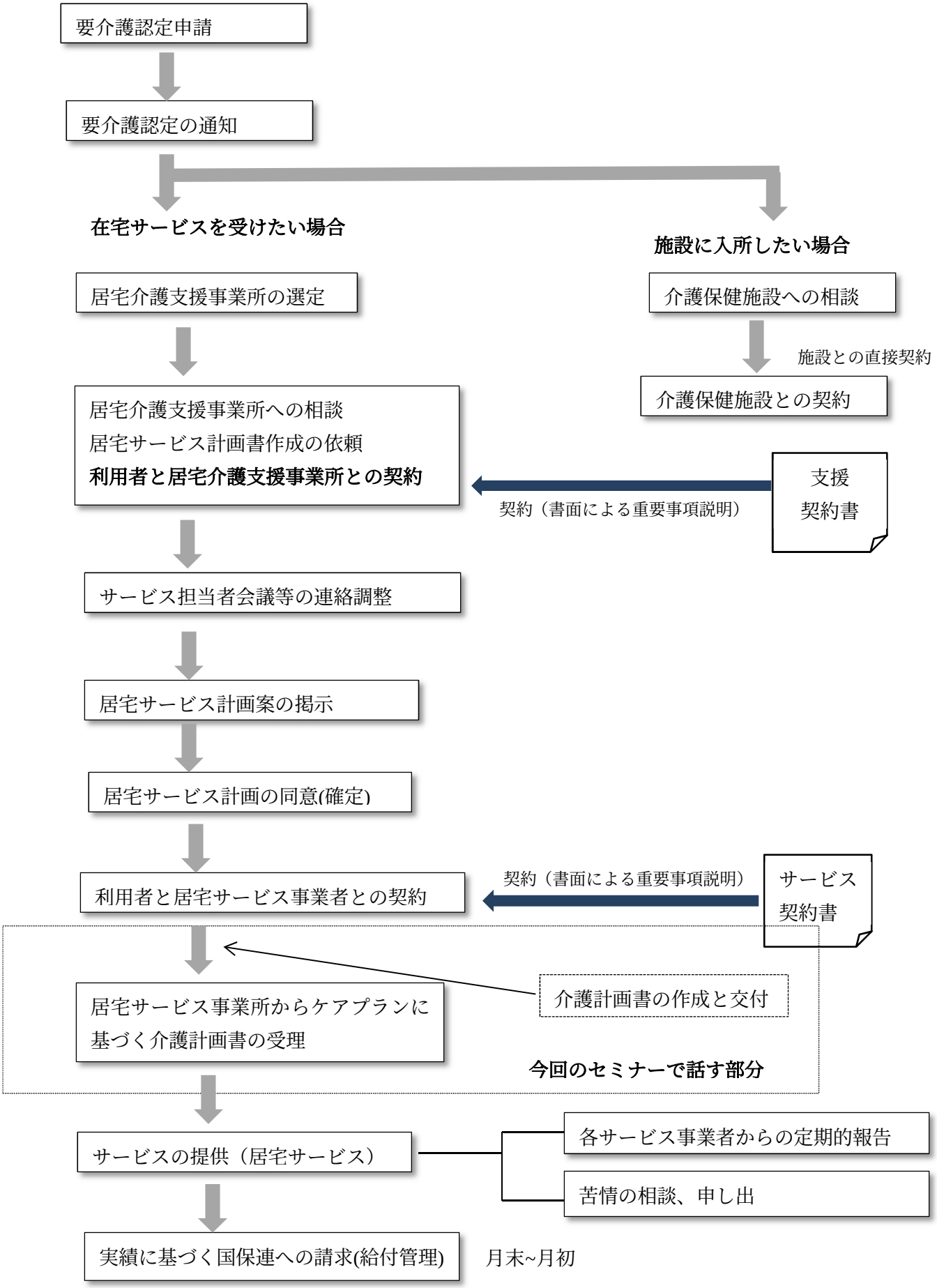

サービス開始から見直しまで

サービス提供

介護サービス事業所

居宅介護支援事業所

実施状況等の把握（モニタリング）
＊利用者宅への訪問・面接

少なくとも月に１回は行なわなければならない

サービス変更の場合

サービス変更の場合

サービス担当者会議出席

必要に応じ、サービス担当者会議の開催

ケアプランを授受

控えを交付

ケアプラン再作成
区分支給額変更

サービス提供票再作成

必要に応じフィールドバック

必要に応じフィールドバック

介護計画書再作成

控えを交付

介護計画書写しを授受

今回のセミナーで話す部分

サービス提供

苦情処理

必要に応じケアマネに報告

苦情処理

サービス利用票、提供票／別票
サービス提供票⇒サービス事業所に交付
サービス利用票⇒利用者宅へ訪問し同意、捺印

再作成した介護計画書
1 部はケアマネに交付
1 部は利用者宅へ訪問し、説明、同意、捺印
1 部は控えとしてファイルに保存

再作成したケアプラン
1 部は利用者宅訪問⇒説明、同意、捺印
1 部はサービス事業所へ交付
1 部は控えとしてファイル保存